

特定非営利活動促進法第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成31年1月11日

京都市長 門川 大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人環境カウンセラーズ京都

(2) 代表者名

金田 由紀夫

(3) 主たる事務所の所在地

京都府向日市寺戸町笹屋 34 番地の 20

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地球規模の環境改善を視野に入れて、広く一般市民に対して、環境保全活動に関する事業を行い、地域社会のよりよい環境の保全に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成30年12月28日

(文化市民局地域自治推進室)